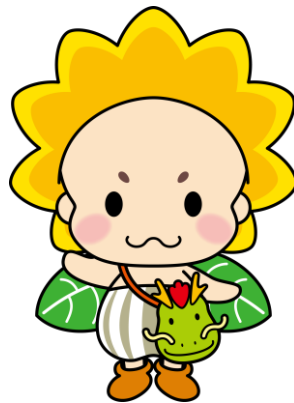


第3期
まんのう町
子ども・子育て事業支援計画

【概要版】



令和7年3月
まんのう町

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援に基づく現行制度は、平成 24 年8月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」（以下「子ども・子育て関連3法」とする）に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。

まんのう町（以下：本町）では、これまで平成 17 年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した、「まんのう町次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画年間：平成 22 年度～平成 26 年度）、そして「子ども・子育て支援法」に基づいて策定した「第1期まんのう町子ども子育て支援事業計画」（計画年間：平成 27 年度～令和元年度）、「第2期まんのう町子ども子育て支援事業計画」（計画年間：令和 2 年度～令和 6 年度）に沿って、子育てに関する支援の強化・拡充に努めてきました。

令和4年には、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和5年には「こども家庭庁」の発足や「こども大綱」の策定が行われました。これらの取組により、子育て支援策は充実してきたものの、少子化は進行しており、またこれまで以上のより質の高い教育・保育の充実を求める声もあがっています。

このような状況の中、本町では前計画を検証し、社会状況の変化に対応しつつ各計画と連携した子育て施策を展開していくため「第3期まんのう町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援後期計画で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

また本町においては令和5年度に「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しており、新たに策定した計画との連携、まんのう町総合計画をはじめとする、まんのう町健康増進計画・食育推進計画、まんのう町教育振興計画、まんのう町障害福祉計画・障害児福祉計画、等の関連計画との整合性を図りながら計画策定を進めました。

第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和7(2025)年度から、令和11(2029)年度までを計画期間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
まんのう町子ども・子育て 支援事業計画 〔第1期〕					まんのう町子ども・子育て 支援事業計画 〔第2期〕					まんのう町子ども・子育て 支援事業計画 〔第3期〕				
		中間 見直 し		第2期計画の策定			中間 見直 し		第3期計画の策定			中間 見直 し		第4期計画の策定

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「第2期まんのう町子ども・子育て支援事業計画」では、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながらいきいきと育ち、そして、地域の人が温かい気持ちで子どもや子育て家庭を見守り、また子どもたちも地域で尊重されのびのびと育つことができるよう、町のめざすべき子育て支援のあり方として「だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

一方、まちづくりの基本となるまんのう町総合計画では、「豊かな自然を活かし みんなで創るまち まんのう」を基本理念とし、教育分野では、「豊かな学びと生きがいを育む」を、また、福祉分野では、「みんながいきいきと支え合って暮らせる」を政策目標に位置づけ、町の将来像「元気まんまん まんのう町」をめざしています。

こうした本町がめざしている方向性に沿い、また、第2期まんのう町子ども・子育て支援事業計画との連続性ならびに整合性を維持するため、本計画の基本理念を次のとおり継承することとしました。

■ 基本理念

「だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう」

平成 27 年4月から始まった子ども・子育て支援法に基づく現行制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

家庭教育の重要性を改めて認識しつつ、子ども・子育て家庭を、保育所・こども園、学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など、地域全体で支え、支える人も支えられる人も、だれもが元気に暮らしていくことのできるまんのう町を創っていきます。

第2節 基本方針

1. 地域における子育て支援

利用者のニーズを踏まえた保育のさらなる充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、住民同士の支え合い意識の醸成に努めます。

【主な実施事業】

学童保育、子育て支援センター事業、つどいのひろば事業、一時預かり事業、子育て支援ホームヘルパー事業、通常保育、延長保育、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業

2. 親と子が健やかに暮らせる支援体制

女性にとって不安が多い妊娠・出産期に妊婦一般健康診査や両親学級を実施し、不安軽減と仲間づくりの場を提供します。また、乳幼児期の健康診査や食育教育などを実施し、健やかな子どもの育成に取り組んでいきます。

【主な実施事業】

新生児・乳児訪問、発達支援教室、食育、木育・花育・生き物学習等の自然学習

3. すべての子どもの権利を尊重する社会づくり

障害のある子どもについてはノーマライゼーションの理念に基づき、子どもの発育・発達を促すよう努めるとともに、児童虐待等の要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えるように努めます。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に努めます。

【主な実施事業】

要保護児童対策ネットワークの強化、早期支援教育コーディネーター巡回相談、特別支援教育推進

4. 安全・安心な生活環境の実現

地域における交通安全の意識高揚や防犯対策などを進めるとともに、施設や歩道、通学路等のバリアフリー化を進めるなどの環境整備にも取り組み、安全・安心な地域社会の形成を進めます。

【主な実施事業】

チャイルドシード着用推進のための助成金に関する事業、子ども SOS の家

5. 仕事と育児の両立のための環境づくり

子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるよう、職場環境の整備を促進するとともに、多様な働き方の推進や男性の子育てへの参加を勧め、地域の意識の高揚を促すよう働きかけを行っていきます。

【主な実施事業】

延長保育、一時預かり事業、学童保育、病児・病後児保育事業

6. 子どもの生きる力の育成と学校・家庭教育の充実

これからの未来を担う子どもたちが個性を生かし、多様な能力を育むことができるよう、学校の教育環境の整備に努めるとともに、子どもが地域の中で社会性や創造性を育むことができる環境づくりを進めます。

【主な実施事業】

ネット・ゲーム依存対策の推進、国際理解教育推進事業、ふるさと学習、森の恵みプレゼント事業

第3節 施策の体系

基本目標に基づく基本施策は以下に示すものとし、本体系に基づき、各種施策や事業を展開します。

■政策の体系

基本理念	基本方針	基本政策
だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう	地域における子育て支援	地域における子育て支援の充実 保育の充実 子育て支援のネットワークづくり 各種経済支援施策の推進
	親と子が健やかに暮らせる支援体制	子どもや母親の健康の確保 食育の推進 「木育」「花育」「生き物学習」等 自然学習の推進 各種経済支援施策の推進
	すべての子どもの権利を尊重する社会づくり	児童虐待防止対策の充実 障害児施策の充実 子どもの未来を応援する各種施策の推進
	安全・安心な生活環境の実現	安全な道路交通環境の整備 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等から守るための活動の推進 安心して外出できる環境の整備 安全・安心まちづくりの推進
	仕事と育児の両立のための環境づくり	多様な働き方の推進及び働き方の見直し 仕事と子育ての両立の促進
	子どもの生きる力の育成と家庭教育の充実	子どもが健やかに育ち、親になる準備ができる保健活動の推進 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 子どもの健全育成

子ども・子育て支援の見込量と確保方策

第1節 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援の需要量は、家族類型別の子どもの数に、アンケート結果から得た意向率を乗じて、算出します。

目標事業量(量の見込み)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を踏まえて設定する、各事業においてどのくらいの需要があるかを示した見込み量
提供体制(確保方策)	目標事業量に対して設定する、各事業のサービス提供量及び体制

第2節 量の見込みと確保方策

1. 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み

町内に居住する就学前児童の施設型給付・地域型保育給付の量の見込みは、以下の通りです。

■教育・保育施設提供体制

区分		目標事業量(量の見込みと確保方策)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	見込量	30人	27人	25人	25人	25人
	確保量	112人	112人	112人	112人	112人
2号認定	見込量	263人	236人	217人	218人	219人
	確保量	383人	383人	383人	383人	383人
3号認定(0歳)	見込量	56人	56人	53人	52人	50人
	確保量	69人	69人	69人	69人	69人
3号認定(1歳)	見込量	77人	74人	74人	71人	69人
	確保量	77人	74人	74人	74人	74人
3号認定(2歳)	見込量	74人	78人	75人	75人	71人
	確保量	115人	121人	121人	121人	121人

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名			目標事業量(量の見込みと確保方策)				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	利用支援事業	見込量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	見込量	217 人回	218 人回	212 人回	207 人回	201 人回
		確保量	217 人回	218 人回	212 人回	207 人回	201 人回
3	妊婦健診事業	見込量	1,376	1,376	1,312	1,280	1,248
		確保量	県内医療機関に健診を委託し、実施していきます。				
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	見込量	86 人	86 人	82 人	80 人	78 人
		確保量	86 人	86 人	82 人	80 人	78 人
5	養育支援訪問事業等	見込量	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
		確保量	保健師または助産師が家庭を訪問し、事業を実施していきます。				
6	子育て短期支援事業	見込量	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人
		確保量	町内外の施設や里親に委託し、事業を実施していきます。				
7	ファミリー・サポート・センター事業	見込量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		確保量	ニーズに応じて、実施体制の整備に努めます。				
8	一時預かり事業	見込量	2,844 人	2,688 人	2,542 人	2,516 人	2,486 人
		確保量	2,844 人	2,688 人	2,542 人	2,516 人	2,486 人
9	延長保育事業	見込量	123 人	116 人	110 人	109 人	107 人
		確保量	123 人	116 人	110 人	109 人	107 人
10	病児・病後児保育事業	見込量	1,246 人日	1,178 人日	1,114 人日	1,103 人日	1,090 人日
		確保量	1,246 人日	1,178 人日	1,114 人日	1,103 人日	1,090 人日
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	見込量	467 人	444 人	421 人	379 人	354 人
		確保量	467 人	444 人	421 人	379 人	354 人
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	見込量	1人	1人	1人	1人	1人
		確保量	1人	1人	1人	1人	1人
13	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	見込量	-	3 人	3 人	3 人	3 人
		確保量	-	3 人	3 人	3 人	3 人
14	妊婦等包括相談支援事業	見込量	252 人回	240 人回	234 人回	228 人回	228 人回
		確保量	妊娠届出時、妊娠 8 か月時(希望者)、赤ちゃん訪問時に保健師または助産師が面談を行います。				

事業名		目標事業量(量の見込みと確保方策)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
15	産後ケア事業	見込量	21 人日	21 人日	20 人日	19 人日
		確保量	県内の医療機関、助産院に事業を委託し、実施していきます。			

下記の事業については現在本町においては未実施ですが、今後国の動向を確認しつつ必要に応じて実施体制の整備を検討します。

- 16. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 17. 子育て世帯訪問支援事業
- 18. 児童育成支援拠点事業
- 19. 親子関係形成支援事業

計画の推進

1. 連携による施策の推進

本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、多様化した子育て支援に関する町民ニーズにきめ細かく対応していくために、子どもを含む町民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

2. 庁内関係機関の連携

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。町民に効率的かつ効果的な支援を提供するため、関係各局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

3. 庁内関係機関の連携

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

第3期まんのう町子ども・子育て事業支援計画

策定年月：令和7年3月

発 行：香川県まんのう町

編 集：まんのう町教育委員会 学校教育課

住 所：〒769-0313 香川県仲多度郡まんのう町生間415番地1

電 話：0877-89-7100

F A X：0877-89-8100